

## 議案第7号

### 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(2) その他の業務 農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項に規定する診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数を同項に規定する農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た額

(手数料の徴収)

第3条 衛生所において行う診療その他の業務については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 診療その他の業務（次号に掲げるものを除く。） 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件（昭和30年農林省告示第778号）に基づく家畜共済診療点数表のB種欄により算定した額

(2) 略

第2条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>病性鑑定後の家畜等の死体の焼却</u> <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 牛及び馬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (1) 月齢が満24月以上のもの</td> <td>1頭につき29,400円</td> </tr> <tr> <td>    (2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの</td> <td>1頭につき14,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 牛及び馬		(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき29,400円	(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき14,700円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p>
区分	金額								
1 牛及び馬									
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき29,400円								
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき14,700円								

(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき2,400円
2 豚	
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき9,800円
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき4,900円
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき980円
3 山羊、羊及び鹿	
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき4,900円
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき980円
4 その他のもの	1キログラム（1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。）につき49円

(3) 略

(2) 略

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。